

中古住宅適合証明申請書



【第一面】

〔1〕(フラット35・財形住宅融資等)

※ 該当項目および ■・V 印などご記入ください。

- 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び下記申請者確認事項を了承し、下記の個人情報取扱いについて同意の上で、次のとおり物件検査及び適合証明を申請します。また、物件検査等迄のみの場合は別記(注0)通りであることを承知します。なを、所有者・売主・買主その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で提供し申請します。
- 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄に記載された場合に限りです)。

『住宅金融支援機構の技術基準規程等への適合性の確認、適合することの証明書』…【フラット35適合証明】

検査機関名 検査事務所名	株式会社 ミュ-リヴ 一級建築士事務所 御中	申請日	202 年 月 日
申請者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 売主 <input type="checkbox"/> 買主 <input type="checkbox"/> (宅建業者)	氏名 フリガナ 又は 名称 〒() () () 住所: 連絡先 TEL () () () FAX () () ()	フリガナ 必須 押印ナシや スタンプ印は 不可 印 担当氏名: (事業者の場合) 携帯;	
代理者 (申請者以外が手続する場合に限り記入) <input type="checkbox"/> (宅建業者) <input type="checkbox"/> ()	氏名 フリガナ 又は 名称 〒() () () 住所: 連絡先 TEL () () () FAX () () ()	フリガナ 印 全 担当氏名: (事業者の場合) 携帯;	
買主 <input type="checkbox"/> (共有者あり) <input type="checkbox"/> (証明利用者)	氏名; [共有者]; 〒() () () 住所: TEL () () () FAX () () ()	フリガナ 担当氏名: 携帯;	
<input type="checkbox"/> 発行手数料 <input checked="" type="checkbox"/> 支払請求先 <input checked="" type="checkbox"/> 別紙証明等発行依頼書参照;	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 代理者 <input type="checkbox"/> 買主 住所: 会社名: 氏名:	■支払日; 2024 / 本月 / 翌月 / 上・中・下旬・済 担当者名: 連絡先:	
建物の所在地 (地名地番)		建物名称;	

※(誓約事項) ■ 適合証明業務等にかかる費用の支払いについては、証明書等発行・交付までに必ず振込(支払い)することを誓約いたします。参照;別紙発行依頼書(注0) ■ 物件検査等迄のみ実施して証明書等発行できない(依頼中止)場合、それまでの検査等費用(3万9千円)が発生する場合があります。後記5参照

＜申請者確認事項＞ ※ 必読(申請時に必ずよくお読みください)

- 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。)又は財形住宅融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることは承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
(1) 機構のフラット35又は財形住宅融資ごとに適用される技術的基準に適合していること。
(2) 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 申請住宅についての適合証明は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適合な場合等は融資の対象とならないことがあることを承知しています。
- 申請者と住宅の居住者が異なる場合は、現地調査日までに居住者の了承を得ます。住宅所有者等の調査の実施に関する承諾が得られていること確認しています。
- 検査途中の段階で、当該物件が諸要件・基準等に不適合であることが判明した等の場合は、それ以降の検査が行われず、それまでの検査費用等について精算することがあることを承知しています。また、物件検査に適合しても証明書発行ない場合も同様です。なを、不適合・適合通知書は発行致します。前記(注0)参照さらに、申請住宅の検査結果等に伴う物件不成就等が生じてもその償い等を求めるものでないことを承知しています。
- 発行後の適合証明書の有効期限は、一戸建て等の場合は現地調査日から1年間、マンションの場合は現地調査日から5年間(適合証明受理日において竣工から5年以内の場合)又は3年間(適合証明受理日において竣工から5年超の場合)であることを承知しています。
- 当該住宅の検査に伴いキズ・支障等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。また、検査時点においての既存のキズ・支障等がある事に関しても確認して承知しています。行う必要があることを承知しています。
- フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを
- フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、各基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合することが必要であることを承知しています。

＜個人情報取扱い＞

- 個人情報を利用する業務の内容及び目的 … 検査機関及び建築士事務所(以下「検査機関等」といいます。)は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます)から提供を受けた個人情報を、次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
(1) 業務内容
ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
イ その他これらに付随する業務
(2) 利用目的 … 物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
ア 検査機関等が行う適合証明業務の実施のため(同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち当該建築物全体に
イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため に関する検査の結果を利用することを含みます。)
ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 機構等への個人情報の提供
検査機関等は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・機構が行う融資、フラット35(中古住宅)に関する債権の譲受け又は保険 ・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	中古住宅適合証明申請書に記載されたお客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等)
申請住宅について機構のフラット35(中古住宅)の融資の申込みを行う金融機関	フラット35(中古住宅)に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務	
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士の登録を実施する機関(注)(建築士事務所)に物件検査及び適合証明を依頼した場合に限りです。	適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等	

(注)登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会をいいます。

※検査機関等受付欄	※検査者等名	※決裁者名	※整理簿等記録照合欄	※判定欄 (証明年月日及び番号)
受付日: 202 年 月 日	株式会社 ミュ-リヴ 一級建築士事務所 一級建築士事務所	一級建築士・適合証明技術者 建物状況調査技術者 耐震診断・耐震改修技術者 松井	令和 年 月 日 第 Pcd 号	日 月 日 号
受付番号: 第 Acd 号				

Table with application date (2022), company name (Miyu-Ryuu), and applicant information.

Table for financing type (融資の種別) with options for Flat 35, Flat 35S, and Flat 35 maintenance.

Table for building location (建物の所在地) including address and residence representation.

Table for building name (建物又は団地の名称) and residential number (住宅番号).

Table for seller name (売主名) and real estate agent (不動産仲介等業者名).

Table for property status (物件の状況) with checkboxes for loan status and purchase date.

Table for housing type (住宅の種類) and scale (規模) with options for detached, semi-detached, or attached.

Table for building type (戸建型式) with options for detached, semi-detached, or attached.

Table for seismic evaluation (耐震評価) with options for different standards and reports.

Table for Flat 35 standards (フラット35の基準) with options for different levels and reports.

Table for inspection standards (インスペクション基準) with options for different levels and reports.

Table for Flat 35 maintenance standards (フラット35維持保全型) with options for different levels and reports.

Table for submitted documents (提出書類) with instructions for application and issuance.

Table for architectural drawings (建築設計図面) with options for confirmation and inspection.

Table for issuance date (適合証明書発行希望日) and site investigation date (現地調査希望日).

Table for notes (備考) for additional information.

- Notes (注) 1-14 providing detailed explanations for the application requirements and standards.

検査事務所名	株式会社 ミュ-ライヴ 一級建築士事務所 御中	申請日	20 2 年 月 日
建物所在地		会社名	
建物名称		申請者 氏名	Ⓔ

※〈 誓約事項 〉 【必読】

参照; 別紙 発行依頼書

- 適合証明業務等にかかる費用の支払いについては、証明書等発行・交付までに必ず振込(支払い)することを誓約いたします。
- (注0) ■ 物件検査等のみ実施後 証明書等発行依頼等ない場合、その証明業務手数料(3万9千円)が発生 支払う場合ある事を承知下さい。

＜ 申請者等 確認事項 ＞

※ (申請前に必ずよくお読みください)

- 参考; (独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。))の証券化支援事業(証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下、「フラット35」といいます。))又は財形住宅融資を受ける際には、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
 - 機構のフラット35又は財形住宅融資ごとに適用される技術的基準に適合していること。
 - 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 申請住宅についての適合証明は、(機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合可否を判断するために行うのであり)、申請者に対して住宅の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものでないことを承知しています。
- 申請住宅についての適合証明は、建築基準法令等への適合を証明するものではないことを承知しています。 また、建築基準法に不適合な場合などは融資の対象とならない場合があることを承知しています。
- 耐震診断基準評価は、建築基準法令・耐震改修法等の耐震診断基準への照合と評価・適合可否等を確認するために行うものであり、地震による倒壊・被害の危険性ほか耐震性能等を保証するものではないことを承知しています。
- 原則、調査は特別設備等を使用せずに移動できる範囲で、目視観察等により実施する。屋根・高所・小屋裏・天井裏・床下・狭小部等危険を伴う各部位等への進入等を行わない。点検口等から覗き込む、顔又は上半身の一部を入れる程度で行うことによる目視可能な範囲とする。ただし 安全確保・身体移動等の通常アクセスが可能な範囲のみとする場合は検査対象とすることがあります。
- 申請者と住宅の居住者が異なるときは、調査日までに居住者の了承を得ます。住宅所有者等の調査実施に関する承諾の確認済みです。
- 物件検査等途中の段階で、当該物件が諸要件・基準等に不適合であることが判明した等の場合は、それ以降の検査は行わず、それまでの検査費用等について精算する場合がありますことを承知しています。(前記(注0)参照) さらに、申請住宅の検査結果等に伴う 物件不成就等が生じても その償い等を求めるものでないことを承知しています。
- (フラット35等証明の発行後の適合証明書の有効期限は、一戸建て等の場合は現地調査日から1年間、マンションの場合は5年間(適合証明受理日において竣工から5年以内の場合)又は3年間(適合証明受理日において竣工から5年超の場合)であることを承知しています。) 耐震基準適合証明書の場合、その家屋購入の前日2年以内に証明のための家屋調査が終了したものであること。
- 耐震基準適合証明書の申請者は、現所有者(売主)に限られます。買主が引渡し日までに取得する必要があります。耐火建築物で築後20年、非耐火建築物で築後25年経過していても、適合証明書があれば税特別控除を受けることができます。住宅の床面積要件は50㎡以上あることです。
- 当該住宅の検査等に伴うキズ・支障等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。 また、検査時点において 既存のものであるキズ・支障等に関しては確認して承知しています。

＜ 個人情報の取扱い ＞

- 個人情報を利用する業務の内容及び目的
 - … 検査機関及び建築士事務所(以下「検査機関等」といいます。)は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客様」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
 - (1) 業務内容
 - ア 住宅に関する検査等を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務
 - イ 耐震診断基準への照合と評価、適合の可否等を確認する業務 (以下「適合証明業務」といいます。)
 - ウ その他これらに付随する業務
 - (2) 利用目的
 - … 物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。
 - ア 検査機関等が行う適合証明業務の実施のため(同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち当該建築物全体に関する検査の結果を利用することを含みます。)
 - イ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ウ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 機構等への個人情報の提供

検査機関等は、個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客様から提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客様の同意を得た上で、下記に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
お客様・代理人・所有者等 依頼者・依頼関係者 公共団体・自治体等 機構	<ul style="list-style-type: none"> 適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 機構が行う融資、フラット35(中古住宅)に関する債権の譲受け又は保険 保証対象となる住宅等の審査及びその他の事務 住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析 統計の実施・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発 	中古住宅適合証明申請書に記載されたお客様の属性等(氏名、住所、電話番号等)申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等)
申請住宅について機構のフラット35(中古住宅)の融資の申込みを行う金融機関	<ul style="list-style-type: none"> フラット35(中古住宅)に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 	
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士の登録を実施する機関 (注) (建築士事務所に物件検査及び適合証明を依頼した場合に限ります。)	<ul style="list-style-type: none"> 適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 	

(注)登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会をいいます。

中古住宅適合証明等申請書



(第一面)

[3] (インスペクション・建物状況調査・省エネ等)

※ 該当項目および ■・V 印などご記入ください。

1. 建築基準法令・耐震改修法等の耐震診断基準、及び既存住宅現況検査・状況調査・省エネ等諸基準、並びに住宅金融支援機構の定める基準等の手続き及び申請者確認事項を了承すると共に、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いに同意の上、次のとおり物件検査且つ適合証明等を申請します。(注1) また、物件検査等迄のみの場合は別記(注1-0)通りであることを承知します。なお、所有者・売主・買主名その他第三者に関する情報には偽りその他、不正な手段によることなく適正に取得し、かつ本人の同意を得た上で提供し申請します。

【国交省検査基準への適合性判定結果の報告、適正調査実施の証明書、宅建業法34条の2.37条書面】…【インスペクション適合証明】

検査機関名 検査事務所名	株式会社 ミュ-リイヴ 一級建築士事務所 御中	申請日	202 年 月 日
-----------------	-------------------------	-----	-----------

申請者 代理者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 売主 <input type="checkbox"/> 買主 <input type="checkbox"/> (宅建業者)	フリガナ	フリガナ
	氏名 名称 〒 () () 住所: TEL: ()-()-() FAX: ()-()-() 携帯: TEL: ()-()-() FAX: ()-()-() 携帯:	担当氏名: (事業者の場合) Ⓜ 必須 押印ナシや スタンプ印 不可
所有者 (現在の所有者) <input type="checkbox"/> 売主 <input type="checkbox"/> (共有者あり) <input type="checkbox"/> ()	フリガナ	フリガナ
	氏名 名称 〒 () () 住所: TEL: ()-()-() FAX: ()-()-() 携帯: TEL: ()-()-() FAX: ()-()-() 携帯:	担当氏名: (事業者の場合) Ⓜ 全
不動産仲介業者 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> (宅建業者)	フリガナ	フリガナ
	〒 () () 住所: TEL: ()-()-() FAX: ()-()-() 携帯: TEL: ()-()-() FAX: ()-()-() 携帯:	担当氏名:
買主 <input type="checkbox"/> (共有者あり) <input type="checkbox"/> (証明利用者)	フリガナ	フリガナ
	氏名 名称 〒 () () 住所: TEL: ()-()-() FAX: ()-()-() 携帯: TEL: ()-()-() FAX: ()-()-() 携帯:	担当氏名:
<input type="checkbox"/> 発行・手数料 <input checked="" type="checkbox"/> 支払い請求先 <input checked="" type="checkbox"/> 別紙証明等発行依頼書参照;		<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 所有者 住所: <input type="checkbox"/> 代理者 <input type="checkbox"/> 買主 会社名: 氏名: <input checked="" type="checkbox"/> 支払日: 202 / (本月)・翌月 / 上・中 (下旬)・済 担当者名: 連絡先:

証明等の種別 (注1)	<input type="checkbox"/> 耐震基準適合証明書 <input type="checkbox"/> フラット35のみ <input checked="" type="checkbox"/> インスペクション適合証明等 (建物状況調査報告書) <input type="checkbox"/> 住宅ローン減税 (所得税) <input type="checkbox"/> 登録免許税の軽減措置 <input type="checkbox"/> 贈与税の特例措置 (不動産取得) <input type="checkbox"/> 贈与税の非課税等の適用 (贈与税)
-------------	--

建物の所在地	地名地番 住居表示	建物又は団地の名称 (マンションの場合) 戸建は仮称	住宅番号 号
建物構造・規模	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> 住宅の床面積 地上 階建 物件状況 <input type="checkbox"/> m ² 地下	ローン審査結果: 202 年 月 日 (予定)・済 売買契約日: 202 年 月 日 (予定)・済	
住宅の種類 (注2)	<input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> マンション等 <input type="checkbox"/> 戸建型式併用住宅区分 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 重ね建て <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 連続建て <input type="checkbox"/> 共同建て		
耐震化支援制度の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (旧耐震物件) 建築確認日が昭和56年5月31日以前 <input type="checkbox"/> ・耐震診断結果報告書 <input type="checkbox"/> 診断後に補強計画及び改修工事等の実施を予定	耐震診断の補強・改修の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 診断 年 月 設計 年 月 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 補強 年 月 竣工 年 月	
自治体の補助・助成制度を活用する 融資制度面での支援を利用する	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (設備等) <input type="checkbox"/> (追加オプション調査) 予定有無 <input type="checkbox"/> ・既存住宅売買瑕疵保険への加入 予定有無・条件等	【(金利Bプラン)】 <input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 1.開口部断熱 <input type="checkbox"/> 2.バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 2.外壁等断熱 <input type="checkbox"/> 3.省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 高齢者等配慮対策等級2以上	
フラット35の基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> フラット35Sを適用する基準 (注3) (注4)	【(金利Aプラン)】 <input type="checkbox"/> 1.断熱等性能等級4(注5)及び一次エネルギー消費量等級6 <input type="checkbox"/> 2.断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級4(注5)以上 <input type="checkbox"/> 3.認定低炭素住宅(注6) <input type="checkbox"/> 4.性能向上計画認定住宅(注7)	
インスペクションの基準の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (設備等) <input type="checkbox"/> ・(追加オプション調査) 予定有無 <input type="checkbox"/> ・既存住宅売買瑕疵保険への加入 予定有無・条件等	<input type="checkbox"/> 4.耐震性 <input type="checkbox"/> 1.耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上 <input type="checkbox"/> 5.バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 高齢者等配慮対策等級3以上 <input type="checkbox"/> 6.耐久性・可変性 <input type="checkbox"/> 1.劣化対策等級3以上(注8) <input type="checkbox"/> 2.長期優良住宅(注9)	
フラット35維持保全部の基準の適用 (証明書類等)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 11.長期優良住宅(注9) <input type="checkbox"/> 12.管理計画認定マンション(注10) <input type="checkbox"/> 13.安心R住宅(注11) <input type="checkbox"/> 14.インスペクション実施住宅(注12) <input type="checkbox"/> 15.既存住宅売買瑕疵保険付住宅(注13)	<input type="checkbox"/> 7.『ZEH(-M)』 <input type="checkbox"/> 8.Nearly ZEH(-M)(注10) <input type="checkbox"/> 9.ZEH-M Ready(注10) <input type="checkbox"/> 10.ZEH(-M)Oriented(注10)	
提出書類等	申請時: 別添の適合証明申請書類 チェックリストによる	発行時: 別添の適合証明書等の発行依頼書による	
建築設計図面 確認済証等の有無 検査済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少 <input type="checkbox"/> 図面等無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 証書等無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 証書等無	<input type="checkbox"/> 建築確認台帳 <input type="checkbox"/> 記載事項証明等 <input type="checkbox"/> 建築計画概要書等	<input type="checkbox"/> 増・改築等 <input type="checkbox"/> 修繕等の有無 <input type="checkbox"/> リフォーム等
適合証明書等発行希望日	202 年 月 日	現地調査希望日	202 年 月 日

※ 検査機関等 受付欄	※ 検査者等名	※ 決裁者名	※ 整理簿等記録照合欄	※ 判定欄 (証明年月日及び番号)
受付日: 202 年 月 日	株式会社 ミュ-リイヴ 一級建築士事務所	一級建築士・適合証明技術者 建物状況調査技術者 耐震診断・耐震改修技術者 松井		令和 年 月 日
受付番号: 第 Adi 号				第 Pdi 号
※ 審査	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 是正 <input type="checkbox"/> 補足 <input type="checkbox"/> 再検査 <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	※ 備考欄		

(注0) 必ず、第二面をお読みください。※「申請者確認事項」及び「個人情報の取扱い」かつ「誓約事項」の内容を充分ご確認ください。

(注1) 以下参考: 財形住宅(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション)の適合証明書交付を希望した場合、当該適合証明書はフラット35(中古住宅)並びに財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースマンション)の適合証明書として利用できませんのでご注意ください。

(注2) 「一戸建て等」: 一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅

(注4) 「マンション」: 地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火構造(性能耐火含みます。))又は準耐火構造

(注3) フラット35による住宅ローンの借換えの場合は、フラット35S及びフラット35維持保全部のいずれも利用することができません。

(注3) フラット35Sにおいて、全ての基準についての適合証明業務を行うことができるのは検査機関に限ります。適合証明技術者は、フラット35S(中古タイプ基準)に係る判定に限定されますのでご注意ください。

検査事務所名	株式会社 ミュ-リイヴ 一級建築士事務所 御中	申請日	202 年 月 日
建物所在地		会社名	
建物名称		申請者 氏名	印

※〈誓約事項〉【必読】

参照：別紙 発行依頼書

- 適合証明業務等にかかる費用の支払いについては、証明書等発行・交付までに必ず振込(支払い)することを誓約いたします。
- (注) ■ 物件検査等迄のみ実施後 証明書等発行依頼等ない場合、その証明業務手数料(3万9千円)が発生 支払う場合ある事を承知下さい。

< 申請者等 確認事項 >

※ (申請前に必ずよくお読みください)

- 参考：(独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。))の証券化支援事業(証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下、「フラット35」といいます。))又は財形住宅融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
 - (1) 機構のフラット35又は財形住宅融資ごとに適用される技術的基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 申請住宅についての適合証明等は、(機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合可否を判断するために行うのであり)、申請者に対して住宅の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものでないことを承知しています。
- 申請住宅についての適合証明等は、建築基準法令等への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適な場合などは融資の対象とならない場合があることを承知しています。
- 耐震診断基準評価は、建築基準法令・耐震改修法等の耐震診断基準への照合と評価・適合可否等を確認するために行うものであり、地震による倒壊・被害の危険性ほか耐震性能等を保証するものではないことを承知しています。
- 申請住宅についての現況検査・状況調査内容・結果報告等は国土交通省指針基準に基づくものであり、検査時点から時間経過による変化等のないことを保証するものではないことを承知しています。また、申請住宅についての建物状況調査に関して、別紙の「調査内容・調査項目・オプション」を十分理解し 調査内容等を確認 承知しました。
- 原則、屋根・高所・小屋裏・天井裏・床下・狭小部等 危険を伴う各部位等への進入等は検査対象外となります。ただし 安全確保・身体移動等の通常アクセスが可能な範囲のみとする場合は 別途オプションとして 追加検査対象とすることがあります。〈調査は特別設備等を使用せずに移動できる範囲で 目視観察等により実施、小屋裏・床下は点検口等より覗き込んで目視可能な範囲とする。〉
- 申請者と住宅の居住者が異なるときは、調査日までに居住者の了承を得ます。住宅所有者等の調査実施に関する承諾の確認済みです。
- 物件検査等途中の段階で、当該物件が諸要件・基準等に不適合であることが判明した等の場合は、それ以降の検査は行わず、それまでの検査費用等について精算する場合があることを承知しています。(前記(注)参照) さらに、申請住宅の検査結果等に伴う物件不成就等が生じても その償い等を求めるものでないことを承知しています。
- 発行後の適合証明書の有効期限は、「機構技術基準 フラット」;(一戸建て等の場合は現地調査日から1年間、マンションの場合は5年間(竣工から5年以内の場合)又は3年間(竣工から5年超の場合)であることを承知しています。) ・「建物状況調査」は引渡日から遡って1年以内実施のもの。「省エネ性能証明」は新築の場合はその取得日以前に、既存住宅は取得日前2年以内又は取得日以後6月以内に、当該証明のための(家屋の調査)が終了したもの(家屋調査日・現地調査日)が有効とされている。
- 当該住宅の検査等に伴うキズ・支障等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。また、検査時点において 既存のものであるキズ・支障等に関しては確認して承知しています。

< 個人情報の取扱い >

- 個人情報を利用する業務の内容及び目的
 - … 検査機関及び建築士事務所(以下「検査機関等」といいます。))は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客様」といいます。))から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
 - (1) 業務内容
 - ア 住宅に関する検査等を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務
 - イ 既存住宅状況調査等を行いその調査証明・診断・報告書を作成する業務 (以下「適合証明業務」といいます。)
 - ウ その他これらに付随する業務
 - (2) 利用目的
 - … 物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。
 - ア 検査機関等が行う適合証明業務の実施のため(同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち当該建築物全体に関する検査の結果を利用することを含みます。)
 - イ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ウ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 機構等への個人情報の提供

検査機関等は、個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客様から提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客様の同意を得た上で、下記に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
お客様・代理人・所有者等 依頼者・依頼関係者 公共団体・自治体等 機構	<ul style="list-style-type: none"> 適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 機構が行う融資、フラット35(中古住宅)に関する債権の譲受け又は保険 保証対象となる住宅等の審査及びその他の事務 住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析 統計の実施・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発 	中古住宅適合証明申請書に記載されたお客様の属性等(氏名、住所、電話番号等)申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等)
申請住宅について機構のフラット35(中古住宅)の融資の申込みを行う金融機関	<ul style="list-style-type: none"> フラット35(中古住宅)に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 	
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士の登録を実施する機関 (注) (建築士事務所に物件検査及び適合証明を依頼した場合に限ります。)	<ul style="list-style-type: none"> 適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 	

(注)登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会をいいます。

検査事務所名	株式会社 ミュ-ライヴ 一級建築士事務所 御中	申請日	20 2 年 月 日
建物所在地		会社名	
建物名称		申請者 氏名	Ⓜ

※〈誓約事項〉【必読】

参照：別紙 発行依頼書

- 適合証明業務等にかかる費用の支払いについては、証明書等発行・交付までに必ず振込(支払い)することを誓約いたします。
- (注0) ■ 物件検査等のみ実施後 証明書等発行依頼等ない場合、その証明業務手数料(3万9千円)が発生 支払う場合ある事を承知下さい。

＜ 申請者等 確認事項 ＞

…各種証明書等に準用されます。

※ (申請前に必ずよくお読みください)

- 参考：(独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業(証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下、「フラット35」といいます。))又は財形住宅融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。)
(1) 機構のフラット35又は財形住宅融資ごとに適用される技術的基準に適合していること。
(2) 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 申請住宅についての適合証明は、(機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合可否を判断するために行うのであり)、申請者に対して住宅の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものでないことを承知しています。
- 申請住宅についての適合証明は、建築基準法令等への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適合な場合などは融資の対象とならない場合があることを承知しています。
- 耐震診断基準評価は、建築基準法令・耐震改修法等の耐震診断基準への照合と評価・適合可否等を確認するために行うものであり、地震による倒壊・被害の危険性ほか耐震性能等を保証するものではないことを承知しています。
- 原則、調査は特別設備等を使用せずに移動できる範囲で、目視観察等により実施する。屋根・高所・小屋裏・天井裏・床下・狭小部等危険を伴う各部位等への進入等は行わない。点検口等から覗き込む、顔又は上半身の一部を入れる程度で行うことによる目視可能な範囲とする。ただし 安全確保・身体移動等の通常アクセスが可能な範囲のみとする場合は検査対象とすることがあります。
- 申請者と住宅の居住者が異なるときは、調査日までに居住者の了承を得ます。住宅所有者等の調査実施に関する承諾の確認済みです。
- 物件検査等途中の段階で、当該物件が諸要件・基準等に不適合であることが判明した等の場合は、それ以降の検査は行わず、それまでの検査費用等について精算する場合があることを承知しています。(前記(注0)参照)
さらに、申請住宅の検査結果等に伴う物件不成就等が生じてもその償い等を求めるものでないことを承知しています。
- (フラット35等証明の発行後の適合証明書の有効期限は、一戸建て等の場合は現地調査日から1年間、マンションの場合は5年間(適合証明受理日において竣工から5年以内の場合)又は3年間(適合証明受理日において竣工から5年超の場合)であることを承知しています。) 耐震基準適合証明書の場合、その家屋購入の日前2年以内に証明のための家屋調査が終了したものであること。
- 耐震基準適合証明書の申請者は、現所有者(売主)に限られます。買主が引渡し日までに取得する必要があります。耐火建築物で築後20年、非耐火建築物で築後25年経過していても、適合証明書があれば税特別控除を受けることができます。住宅の床面積要件は50㎡以上あることです。
- 増改築等工事証明等の申請について、リフォーム減税制度概要・種類・住宅要件、適用対象工事内容・適用要件等を承知しています。また、諸要件・規定基準等に適合している工事施工・工事完了(設計・施工図書類+工事前後施工写真)であることを確認しています。
- 当該住宅の検査等に伴うキズ・支障等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。また、検査時点において既存のものであるキズ・支障等に関しては確認して承知しています。

＜ 個人情報の取扱い ＞

- 個人情報を利用する業務の内容及び目的
… 検査機関及び建築士事務所(以下「検査機関等」といいます。)は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客様」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
 - 業務内容
 - ア 住宅に関する検査等を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務
 - イ 耐震診断基準への照合と評価、適合の可否等を確認する業務 (以下「適合証明業務」といいます。)
 - ウ その他これらに付随する業務
 - 利用目的
 - ア 検査機関等が行う適合証明業務の実施のため(同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち当該建築物全体に関する検査の結果を利用することを含みます。)
 - イ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ウ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 機構等への個人情報の提供
検査機関等は、個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客様から提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客様の同意を得た上で、下記に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
お客様・代理人・所有者等 依頼者・依頼関係者 公共団体・自治体等 機構	<ul style="list-style-type: none"> 適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 機構が行う融資、フラット35(中古住宅)に関する債権の譲受け又は保険 保証対象となる住宅等の審査及びその他の事務 住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析 統計の実施・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発 	中古住宅適合証明申請書に記載されたお客様の属性等(氏名、住所、電話番号等)申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等)
申請住宅について機構のフラット35(中古住宅)の融資の申込みを行う金融機関	<ul style="list-style-type: none"> フラット35(中古住宅)に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 	
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士の登録を実施する機関 (注)(建築士事務所)に物件検査及び適合証明を依頼した場合に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> 適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 	

(注) 登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会をいいます。